自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

（自転車競技法施行規則の一部改正）

第一条　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、当該場外車券発売施設を設置し又は移転しようとする場所を管轄する経済産業局長を経由して、」を削り、同条第三項中「それぞれ準用する。」の下に「この場合、第十二条中「当該競輪場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。」とあるのは、「経済産業大臣に提出しなければならない。」に、第十三条中「その競輪場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。」とあるのは、「経済産業大臣に提出しなければならない。」とする。」を加える。

第十六条第一項第五号中「がないにもかかわらず、開催を中止した」を「により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない」に改め、同条第四項を削る。

第二十六条の前の見出しを削り、同条から第三十二条までを次のように改める。

（収入の額等の算定方法）

第二十六条　法第十七条第一項に規定する競輪の事業の収入の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下「競輪事業収入額」という。）は、次に掲げる収入の額の合計額とする。

一　競輪の開催による収入

二　法第三条第二号に規定する事務の受託に係る収入

2　法第十七条第一項に規定する競輪の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下「競輪事業支出額」という。）は、次に掲げる支出の額の合計額とする。

一　競輪の開催による支出

二　法第三条第二号に規定する事務の受託に係る支出

三　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出

（期間内に交付金を交付しなかつたやむを得ない理由）

第二十七条　法第十七条第一項の経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一　災害を受けていたこと。

二　社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が発生していたこと。

三　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣がやむを得ないと認める事情があつたこと。

（赤字額の認定）

第二十八条　法第十七条第二項の認定を受けようとする競輪施行者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　競輪事業収入額

二　競輪事業支出額

三　法第十七条第一項に規定する対象交付金（次条において単に「対象交付金」という。）の額

2　競輪施行者が、法第十七条第二項の認定を受けようとする年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の前年度に同項の認定を受けていた場合には、前項の申請書を提出する際に、次に掲げる事項を記載した競輪事業収支改善計画を作成し、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十七条第二項の認定を受けようとする年度前二年度内の各年度の競輪事業の収支

二　競輪事業の収支改善のための基本指針

三　競輪事業の収支改善のために講ずる具体的措置

四　前号の措置による競輪事業の収支改善効果

五　法第十七条第二項の認定を受けようとする年度及び当該年度後二年度内の各年度の競輪事業の収支見通し

（対象交付金の還付）

第二十九条　法第十七条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　還付請求額

二　経済産業大臣の認定を受けた赤字額

三　対象交付金の額

2　競輪施行者が、法第十七条第三項の請求をしようとするときは、当該還付の請求に係る赤字額について、経済産業大臣の認定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

第三十条から第三十二条まで　削除

第三十三条第二項中「交付金の交付期限を延長した競輪施行者にあつては、同項の帳簿に最終の記載をした日及び書類の作成をした日からそれぞれ五年及び二年を経過する日（以下「保存期間経過日」という。）又は最終の特例期限のいずれか遅い日、交付金を競輪の開催の停止に必要な経費の一部に充てた競輪施行者にあつては、保存期間経過日又は競輪の開催の停止の期間終了時のいずれか遅い日まで」を「法第十七条第二項の認定を受けた競輪施行者にあつては、同項の帳簿に最終の記載をした日及び書類の作成した日から五年」に改める。

第三十四条第三項を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第五十二条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第五十三条　法に規定する経済産業大臣の権限のうち、次に掲げるものは、場外車券売場の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第五条第二項の規定による権限

二　法第五条第四項において準用する法第四条第六項及び第七項の規定による権限

三　法第五十条の規定による権限（場外車券売場の設置者に係るものに限る。）

四　法第五十一条第二項の規定による権限（場外車券売場の設置者又はその役員に係るものに限る。）

第二条　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改める。

第十一条第一項中「、当該場外車券発売施設を設置し又は移転しようとする場所を管轄する経済産業局長を経由して、」を削る。

第十三条中「、その競走場又は場外車券売場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、」を削り、「提出しなければならない。」の下に「ただし、第一号及び第三号に掲げる者は、その競走場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。」を加える。

第十四条第一項第三号中「がないにもかかわらず、開催を中止した」を「により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない」に改め、同条第三項を削る。